

第 2 8 7 回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和 8 年 6 月 10 日 (木) 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
- (2) 場 所 大島支庁 4 階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)
 - 原案のとおり承認する旨、決定
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について (協議)
 - 新規要望を追加し承認する旨、決定
- (3) 魚類養殖指導指針の改定について (報告)
- (4) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について (報告)

令 8 年 6 月 10 日 15 時開会

【開会】

緒方事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 287 回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。 私は 4 月に大島支庁林務水産課長に着任しました緒方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 なお本日は、委員 10 名全員の出席をいただいております。よって奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第 7 条第 1 項の規定に定める定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。 議事に入る前に 4 月の人事異動に伴い大島支庁の職員に移動がございましたのでご紹介させていただきます。 まず初めに大島支庁農林水産部長に着任しました児島から一言ご挨拶申し上げます。
児島部長	<挨拶>
緒方事務局長	続きまして職員の紹介を行います。 なお、事務局長は私、林務水産課長の緒方が努めておりますので、改めてどうぞよろしくお願いいたします。 事務局次長及び県大島支庁林務水産課水産係長につきましては、昨年度に引き続き加治屋でございます。 事務局書記についても引き続き内藤となります。 また、市来についても引き続きとなります。 そして、福元の後任として水産係に着任した小路口でございます。 続いて、寺岡の後任として水産係に着任した玉城でございます。 以上が令和 8 年度の事務局の体制となります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、茂野会長から御挨拶いただき、併せまして議事の進行をお願いいたします。

茂野会長	皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、また、足元が悪い中、委員全員の出席をいただきありがとうございます。 それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を阿多委員と柳原委員にお願いをしたいと思いますよろしくお願いします。
各委員	異議なし
茂野会長	それでは、阿多委員と柳原委員にお願いします。 また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。

【議事 1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

茂野会長	それでは議事 1「議事 1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」を議題といたします。 本件は諮問事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。
市来技術主査	議事 1 について説明いたします。1 ページを御覧ください。 知事許可漁業である敷網（ロープ曳きとびうお浮敷網）漁業許可について、追加で新規での許可を要望する者が現れたため、鹿児島県漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問させていただくものであります。諮問文を読み上げさせていただきます。 ＜諮問文読み上げ＞ 続いて 2 ページを御覧ください。鹿児島県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく制限措置の内容等について説明させていただきます ＜制限措置等読み上げ＞ この制限措置は現在の敷網漁業（ロープ曳きとびうお浮敷網）の許可内容に合わせております。表の右から 2 列目に記載の「許可または起業の認可をすべき漁業者の数」については、今後の許可申請予定者数としております。 この申請数については、操業区域を主に利用する地元漁協が同意しており、漁業調整上も支障ないと考えられることから、許可申請予定者数として問題ないと考えます。 許可の有効期間は県漁業調整規則により 3 年間と定められていますが、継続の許可のタイミングを現在の許可者に合わせるため、許可日～令和 11 年 3 月 10 日までとします。 申請すべき期間は、いずれも委員会から答申のあった日以降で 2 週間設けます。3 ページ以降については参考資料として、関係法令等を記載していますので、お目通しをお願いします。 以上で説明を終わらせていただきます。
茂野会長	説明が終わりましたが、御意見や御質問はございませんでしょ

	うか。
阿多委員	追込網の場合は、許可を取っても観光での漁業体験の時に体験者は、手を出すことができないと言われていたが、このロープ曳きとびうお浮敷網について、体験漁業をする時に同じ船の上で、ロープを曳き、網をあげることにについて漁業者以外の方が携わっていいのかどうか伺いたい。
市来技術主査	ロープ曳きとびうお漁業について、観光での漁業体験については追込網と同じ扱いとなります。 観光客の方は漁業をできないので見るだけ、漁具を触る等はできないという整理になってます。
阿多委員	私も気になって組合に聞いたが、対象の方は遊漁船業の登録をしている。遊漁船業の登録をすることでロープ曳きができるのかどうか教えてほしい。
市来技術主査	先ほど述べたとおり、漁業者が認められており、漁業者以外はできません。
茂野会長	見るだけということですか。
市来技術主査	そのとおりです。
阿多委員	しかし、誰が見ててとか区別が難しくなる。今、許可を持ってしている方々は准組合員とかを連れて行き、一緒におかずをとったり、競りに出したりとかしているが、その方がもし観光目的や遊漁船業目的で行なったときに、他の方々から苦情がでないかと危惧されていたので確認しようと思った。 純粹に許可を出すことは構わないが、そういうところが今後の課題になるのではないかと思い質問をした。
市来技術主査	貴重な御意見ありがとうございます。
茂野会長 奥田委員	他にございませんでしょうか。 とびうおロープ曳きについて観光客が触れられないというのは

小路口技術専門員	理解できない。ロープ曳きについては観光目的にしており、船に乗るのは10人も20人もおらず、5、6人程度。観光客にロープを曳いてもらい、トビウオを取る。これが観光になっている。 そのあたりの緩和などをやるべきじゃないか。見ているだけというのは、観光が委縮していくのではないか。本当にそれでいいのかと思う。 非常に重要な御指摘だと思います。水産庁も海業を推進しており、漁業体験もやっていかなければいけない。 そのように漁業者も収益を上げていかないといけないということはおっしゃる通りです。 ただ一方で、あくまでも漁業と遊漁は分ける必要があり、調和が取れた遊漁としていくためにも、漁業と遊漁は分ける必要があります。 遊漁の方々が網を持って、採捕することは現時点において、できないと整理をしています。 漁業ができないという整理です。遊漁で認められているのは、釣りやたもすくいであるとかに対しては認められていますが、網を使ったり、今回のようなとびうおロープ曳きはできないことになっています。 採捕された魚を触るという体験は採捕された後なので、メニューに加えていいのかなと思います。 個々の体験があるので、水産振興課とも相談をしながら、適切な海業を推進していく形をとっていくべきだと思います。
奥田委員	ロープ曳きの許可申請の中に、観光とか文言を書き入れることができないか、観光客を乗せてやるのが普通なので、網も触れない。採捕した魚だけというのは役所的で、漁業観光がこれから多くなっていくと思うので、そこは考えていくべきではないか。
小路口技術専門員	非常に重要な御指摘だと思います。これは国とも調整する協議内容だと思うので、御意見として受けとめさせていただきたいと思います。
茂野会長	他に御意見はございませんでしょうか。

鳥居委員	このロープ曳きを要望する方は、遊漁船業をしているとのことだが、現在どのような漁業形態をしていますか。
阿多委員	組合員であり、潜水漁業をしている。観光業も合わせてしているので、お客さんを連れて釣船をしたり、色々している。何をしたいかはわからないが、とびうおロープ曳きで生計を立てたいのかなと思う。
鳥居委員	とびうおロープ曳きは今まで経験がない人が、やろうと思ってすぐできるような漁業なのですか。
阿多委員	私も経験がないのでわからないが、するにしても網等の準備が必要になるので、本人がやろうとしているということは技を得てやろうとしているかと思う。
茂野会長	他に御質問ございませんでしょうか。
柳原委員	与論でのロープ曳きは何業者いますか。
市来技術主査	4 業者です。
茂野委員	他にございませんでしょうか
鳥居委員	先ほどのロープ曳きの観光業の件について、調べてみると鹿児島県の観光関係のホームページにとびうおロープ曳き漁業体験というメニューが載っていた。 もし県として禁止とするのでしたら、ホームページ等もしっかりチェックして、どちらかに統一された方がいいのではないかと思います。
小路口技術専門員	漁業体験と網を持って採捕するということは少し異なると思います。 例えば、観光定置網は定置網体験という名称で全国的にあると思いますが、一般の方が、定置網で魚を獲ることは想定していないと思う。制度を踏まえたときには遊漁者の方は、遊漁者が認められた漁具、漁法しかできないという漁業調整規則の範囲の中で

	漁業体験を行っていただくことなのかなと考えています。
鳥居委員	そうだと思うがホームページや説明文などはチェックしておく方がいいと思う。
小路口技術専門員	ありがとうございます。 水産振興課とも確認していくので、情報提供を頂いたとさせていただきますと思います。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
阿多委員	何年か前から県が奨励していたブルーツーリズムで与論の組合員も町と一緒に、色々な取組をしていた記憶があるが、鳥居先生がおっしゃったホームページに掲載されているような内容も出していたと思う。ただその時は刺網だったので網に触れられないとなると、厳密に言えばかかった魚を網から外せなくなる。これは、どう考えていけばいいのか。
小路口技術専門員	漁業体験は1つ1つ、個別の状況を踏まえる必要があると思います。 刺網だったり、定置網であったり、色々な漁法で採捕することになるので一概に述べることは難しいと考えます。漁業体験、海業は推進しなければならないと思いますが、制度上のルールもあるので、整合性をとりながら推進していくべきものなのかなと思います。
茂野会長	阿多委員や鳥居委員からあったとおり、実態は網に触ったりしているわけで、漁業者と一般の方を区別しており、建前はあると思うが実態もあるので、県はそこについて説明できるようにしていただければいいと思う。
阿多委員	この案件を承認して、もしそのような苦情が発生した場合は許可を取り消すことになるのか。
小路口技術専門員	予断を持ってこの場でお話することはできません。取締役まりとの話となるので、まずは適正に漁業を行ってもらうことが重要だ

	と考えています。
奥田委員	参考までに話をすると、とびうおロープ曳きは船長が1人、船員が1人あと観光客が5人くらいである。船長が上手ければ1人でできるかもしれないが、実態は観光客が労力となっている。実態はそうなっていると県には把握しておいてほしい。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
他委員	意見なし
茂野会長	意見もないようですので、議事1については原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいでしょうか。
他委員	異議なし
茂野会長	御異議もないようですので議事1については原案のとおり答申することといたします。

【議事 2 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）】

茂野会長	それでは議事 2「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を議題といたします。 本件は協議事項となっております。 それでは、議事提出者の事務局から説明をお願いします
内藤書記	それでは、議事 2「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を説明します。資料 2 を御覧ください。 本議題は、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議において、国の関係省庁に対する要望案について協議予定とのことで、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局から本県の漁業に関する国への要望事項の案について、協議依頼がありましたので、今回、委員の皆様協議をお願いするものです。 なお、提出議題については、継続分 3 件となっております。 それでは、1 ページを御覧ください、要望事項の流れについてです。 本県の 3 海区において、今回の議題についてそれぞれ協議を行い、その結果については、7 月開催予定の鹿児島県連合海区漁業調整委員会において協議し、結果を本県から国への要望案ということで秋頃に開かれる予定の九州ブロック会議に提出されます。 その後、最終的には漁業調整委員会の全国組織であります全国海区漁業調整委員会連合会で要望案が整理され、総会での承認後、国に対して要望書を提出し、国からの回答が来る形となっております。 2 ページをお開きください。県連合海区から、大島海区あての協議依頼文です。要望事項の事務局案は、2 の 3 つの項目となります。 また、九州ブロック会議へ話題提供、議論したい事項、新規要望事項がある場合には各海区から提出します。 それでは、提出議題の事務局案について説明します。3 ページをお開きください。 まず、提案議題 1 です。「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。こちらは、継続要望事項で、毎年挙げているものです。 要望内容としては、「1 鹿児島・熊毛・奄美海域における大中

茂野会長	型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。」「2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。こと。」「の2点です。内容に関して、昨年度と変更はございません。 4 ページをお開きください。続いて提案議題2です。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」です。こちら、継続要望事項で昨年度と変更はありません。要望内容としては、「1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。」「2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。」「3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。」「4 日本漁船の安全な操業を確保すること。」の4点です。こちら、内容に関しては、昨年度と変更はございません。 5 ページをお開きください。提案議題3です。「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。こちら、継続要望事項で昨年度と変更ありません。要望内容としては、「1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。」「2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。」の2点です。 以上が、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題についての説明となります。 6 ページには、大中型まき網漁業の漁法並びに現行の4千メートルの禁止区域及びこれまで要望がされてきている2万メートルの禁止区域を掲載したものを、7 ページには、沖合底びき網漁業の漁法並びに現行の3海里の禁止区域及びこれまで要望がされてきている禁止区域を掲載したものになります。 説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。 御意見、御質問はございませんでしょうか。
-------------	--

阿多委員	ソデイカ漁業者からの要望として、沖縄県も同様だが鯨類関係の被害がひどく、議題として挙げられないかと考えている。 ソデイカ漁業をしているとイルカ等の鯨類に付きまといられるとお手上げ状態になってしまう。今までも超音波等の色々な対策を講じてきたが、イルカが慣れてしまうと水揚げができない状態になってしまう。花火等で脅かしたりもするが、慣れると、音がすると魚がいるということで反対に集まってきてしまう。どうしようもない状態となっている。この被害状況を皆様にわかっていただくために、県や九州ブロックに挙げてみたいと思うがどうか。
茂野会長	事務局は漁業被害の実態について把握していますか。
加治屋事務局次長	県はイルカ、サメ、ウミガメに関して水産振興課から各漁協に毎年照会をかけ、被害状況について情報収集をしているところです。
茂野会長	他により詳しいことわからないのか。阿多委員からもあったように超音波や水中に投げて爆発させる火薬を使ってもイルカは確かに慣れてきてしまう。それと同時に、花火を使うことはやはり危険で投げる前に船の中で爆発して、鼓膜を破ったとかそういう事例もあるので、そういったものも含めて、調べていただければいいかなと思う。
加治屋事務局次長	イルカの漁業被害対策はいたちごっこという印象を持っています。我々は普及員という一面もあるので漁業者の皆さんと情報を集めたり、他の地域でしている対策等もあの手この手で試したりするが、なかなか決定打とならないところが現状になっています。新規要望事項として提案するというところでよろしいですか。
阿多委員	この問題は何年も私がソデイカ漁とかかわってからずっと言ってる話となるが、いろんな対策をやってきた。事務局次長から漁協に照会をかけているといったが、漁業者から漁協に対して、今日イルカ被害が何本あったという話はしていないと思う。鹿児島、熊毛にも同じ被害にあっている人もいると思うが、そのような被害があることを知ってもらうためにも挙げてほしいと思う。

加治屋事務局次長	承知しました。 お手元の資料の 2 ページ目 (2) に新規の要望事項という項があり、新規要望事項がある場合は、様式の作成となっています。連合海区事務局への回答が 6 月 26 日までが回答期限なので、事務局案を作成し、委員にはメール等で案をお送りし確認いただいた上で、奄美大島海区から新規で提案するという流れでよろしいでしょうか。
阿多委員	お願いします。
茂野会長	他に質疑はございませんでしょうか。
他委員	意見なし。
茂野会長	それでは事務局案を委員の皆様聞いて提出することになります。
加治屋事務局次長	鯨類ということであったが、イルカということでよいか。
阿多委員	イルカ類。
加治屋事務局次長	小型のハクジラですか。
阿多委員	ゴンドウクジラも。
茂野会長	それでは議事については、新規要望を追加することと同時に、原案のとおり承認することでしょうか。
他委員	異議なし。
茂野会長	異議がないようですので、新規要望を追加することと同時に、原案のとおり承認することとします。

【議事 3 魚類養殖指導指針の改定について（報告）】

茂野会長	それでは議事 3「議事 3 魚類養殖指導指針の改定について」を議題といたします。 本件は報告事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。
槐島技術専門員	「鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について」を、お手元の資料に沿って説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 この「鹿児島県魚類養殖指導指針」につきましては、今年の 4 月 1 日付けで改定を行ったところでございます。今回、奄美大島海区漁業調整委員会の場をお借りしまして、当該指針の改定について説明・報告させていただきます。 資料につきましては 1 枚紙の「鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について」という概要資料と、横長の「鹿児島県魚類養殖指導指針改定（新旧対照表）」の 2 つになります。 まずは概要資料の 1 の鹿児島県魚類養殖指導指針の改定の背景について説明させていただく前に、この鹿児島県魚類養殖指導指針とは何かということ、説明させていただきます。 新旧対照表の 1 ページをお開きください。右側の改定前の冒頭に当該指針の趣旨が記載されており、3 段落目に指針の目的が記載されておりまして、当該指針については、本県の魚類養殖業の持続可能な振興を図るため、適正な漁場計画を樹立するとともに、漁場管理及び養殖管理の適正化を推進していく必要があります、その基本事項を明確にすることを目的に定められたものとなっております。 具体的な指針の内容としては、養殖生簀の配置等に係る「養殖漁場の利用について」、養殖漁場環境の監視や適正放養量の設定等に係る「養殖漁場の環境管理について」、飼育管理や餌料対策、魚病対策等に係る「養殖管理について」、養殖業者の「経営対策について」、その他鹿児島県魚類養殖協議会の設置等に係る「魚類養殖適正化のための推進体制について」、等が定められているところでございます。 概要資料のほうにお戻りください。 それでは今般、当該指針をなぜ改定する必要があるのか、まずはこの改定の背景について概要資料で説明をさせていただき

ます。

まずは1の(1)、「現在の養殖実態との乖離」でございます。
現行の魚類養殖指導指針は昭和53年4月に施行されて以降、大幅な改定がなされておらず、餌や環境の変化、養殖技術の進歩等により、当時設定された生簀内放養密度や生餌として設定された餌料対策などが、現在の養殖実態にそぐわない状況となっているところ です。

次に、(2)の持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画との関連です。今回の改定の背景として、この(2)が最も大きな改定の理由となります。

まず現在、県内の各養殖漁場においては、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定し、持続的な養殖漁場の利用に努めていただいているところです。この漁場改善計画の中で、各漁場では適正養殖可能数量、つまり1年間で新たに放養できる尾数を設定しているところですが、令和7年3月に「持続的養殖生産確保法の運用」が改正され、これまで国が定めていた適正養殖可能数量の設定方法が廃止され、道府県で設定方法を定めることとなりました。

そこで新たな設定方法を定めるにあたり、(1)でお話したとおり現状にそぐわない状態の魚類養殖指導指針と現在の養殖実態の整合を図る必要が出てきたところでございます。それからもう一点、改定の大きな理由となったのが、(3)の近年の環境変動、特に夏の高水温への対策です。

近年は夏場の高水温の影響により、特に鹿児島湾において養殖魚の成長不良や魚病の増加などの影響が出てきているところで、その対策として生簀の大型化等による薄飼いが求められているところですが、現在の魚類養殖指導指針では鹿児島湾の一部海域において生簀台数の制限が設けられており、飼育環境の悪化が懸念されているところでございます。

以上の背景により、今般、当該指針を見直すこととなったところでございます。では、具体的にどのように見直していくかを説明させていただきます。

概要資料の2の「改定の概要」についてです。ここからは、指針の各項目ごとに、具体的な改定の概要について、新旧対照表を見ながら、改定前の内容と合わせて説明させていただきます。
まずは項目1の「養殖漁場の利用について」です。

ここでは大きく 2 箇所、①の生簀台数の制限から養殖尾数の制限への変更、②の単位面積あたりの生簀台数制限が改定の大きなポイントとなります。

まずは①について、新旧対照表の 1 ページをお開きください。

新旧対照表の右側の改定前の箇所ですが、1 の(1)漁場計画の策定で、アの特定海域とありますが、改定前の指針では、鹿児島湾北部海域を特定海域 A、山川湾を特定海域 B と定め、下の(ア)にありますとおり、特定海域 A については生簀台数を 2,495 台以内、特定海域 B については 165 台以内と、生簀台数を制限しているところ です。

しかし、先ほども説明しましたとおり、近年の夏季の高水温対策として養殖魚の薄飼いが求められている中、現状の生簀台数の制限は、夏季の高水温下では飼育環境の悪化を招く懸念があるところ です。

それでは生簀台数の制限をどのように見直すかというところで、今回の改定では養殖尾数の制限へ変更することとしました。

この養殖尾数の制限につきましては、もともと持続的養殖生産確保法に基づき、県内の養殖漁場毎に漁場改善計画を策定しており、その中で適正養殖可能数量、つまり 1 年間に放養できる養殖用種苗の尾数を制限しているところ です。

そこで今回、特定海域における生簀台数の制限を取り払う代わりに、漁場改善計画に基づく放養尾数の制限を盛り込むこととし、放養尾数を制限することで養殖漁場環境への負荷を増加させないこととしました。

具体的には左側、改定後の 1 の(1)のアの(ア)ですが、特定海域の 1 年間を新規放養尾数はこれまで定められてきた適正養殖可能数量を上限とするという内容に改定しております。

具体的な尾数につきましては、2 ページの上部に、「特定海域における 1 年間の新規放養尾数の上限」として、表に記載をしております。

なお、今回の改定で、当該指針上からは特定海域における生簀台数の制限の記述は無くなりますが、今後も漁業権の切替時に策定する海区漁場計画において、区画漁業権の免許台数を定めるため、生簀台数の制限が全く無くなるわけではありません。

そのため、その旨の記述を表の下部に米印で記載をしておりますので、ご留意いただければと思います。

	次に、②の単位面積あたりの生簀台数制限の削除についてです。該当箇所は新旧対照表 2 ページの右側、改定前の部分の一番下の「ア 生簀設置台数」の箇所になります。 改定前は、有効漁場面積 1ha 当たりの生簀台数は 8m 生簀換算で 15 台以内と定めておりますが、左側の改定後では削除しております。 また改定前の部分について、3 ページの一番上部にあるイの「生簀の配置」につきましても、改定後では記述を削除しております。その代わり、改定後においては、2 ページ下部の「(2) 適正な漁場利用」の文章の中で、「漁場管理者は、潮通しの良いように小割生簀を設置するなど、適正な漁場利用を図る」ということとしております。 以上が、項目「1 養殖漁場の利用について」の改定の内容となります。概要資料にお戻りください。 次に、2 の(2)の項目「2 養殖漁場の管理について」、具体的な改定の内容を説明させていただきます。 この項目では大きく 2 箇所、①の漁場の類型評価と適正放養量の設定の廃止、②の新たな養殖漁場の環境基準の設定が改定のポイントとなります。 まず①の漁場の類型評価と適正放養量の設定の廃止について説明いたします。該当箇所は新旧対照表の 3 ページになります。 右側改定前の 2 の「養殖漁場の環境管理について」ですが、改定前ではまず(1)の漁場の類型評価において、漁場環境評価表として水質・底質の環境基準を定め、各漁場の漁場環境調査結果をもとに漁場をそれぞれ A 類型、B 類型、C 類型と類型評価を行うこととなっております。 次に 4 ページの(2)適正放養量を御覧ください。 ここのアに類型別放養量とありますが、(1)で類型評価された漁場は、それぞれの類型に応じ、1 ha 当たりの放養量が A 類型であれば 40 トン、B 類型であれば 32 トン、C 類型であれば 20 トンと放養量が定められるしくみとなっております。 この(2)の適正放養量についてより詳しく説明させていただきますと、最も評価の高い A 類型で 1ha あたり 40 トンで、ブリ類の出荷サイズを 4kg とすると、出荷サイズのブリ類を 1ha あたり 1 万尾放養できるという計算となります。 しかし現行の指針では、1ha に設置できる生簀台数は 8m 換算で
--	--

	15 台以内となっており、ここから計算すると、最も環境の良い A 類型においても生簀 1 台あたり放養できる出荷サイズは 666 尾となります。 この放養可能尾数につきまして、現在の養殖実態においては 8m 角生簀 1 台あたり 2000 尾程度飼育できる状況となっており、昭和 53 年に当該指針で定められた適正放養量は、当時より技術が進歩している養殖実態とはかけ離れた状況となってしまうところ です。 そこで、今回の改定では、現状とかけ離れた漁場の類型評価と適正放養量の設定を廃止することとしました。 では、漁場の環境評価についてはどのようにするのかという事で、改定の概要の②のとおり、新たに養殖漁場の環境基準の設定をすることとしました。 それが新旧対照表 3 ページの左側、改定後の 2 の(1)、「漁場の水質・底質等の基準」です。この養殖漁場の環境基準につきましては、「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」や日本水産資源保護協会が定める水産用水基準などで環境基準が定められており、今回はそれらの既存の環境基準を反映させ、全ての養殖漁場が一律に遵守すべき基準を設けることとしました。 また、漁場の環境基準の見直しに関連する箇所として、新旧対照表 5 ページを御覧ください。 「(3) 漁場環境の監視」の「イ 水質、底質状況の報告等」の箇所になりますが、右側の改定前では、COD が C 類型の基準を超えた場合は給餌を制限又は中止するとともに、回復するまでは新規の放養は行わないとなっております。 今回の類型評価の廃止にあたり、漁場環境が悪化した場合への対応をどのようにするかということになりますが、ここについては、「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針にかかる運用通達」という水産庁長官通知において、「状態が著しく悪化している養殖漁場の基準」を設けており、この基準を使うこととしました。 それが新旧対照表 5 ページ、左側改定後の(3)のイの(ア)～(ウ)になります。今回の改定においては、この(ア)～(ウ)の「状態が著しく悪化している養殖漁場の基準」に一つでも該当した場合は、給餌を制限又は中止するとともに、2 の(1)で新たに設けた遵守すべき水質・底質の基準まで回復するまでの間、新規の
--	--

	放養は行わないという内容とすることとしました。 以上が、項目「2 養殖漁場の環境管理について」の改定概要となります。 概要資料にお戻りください。 続きまして、項目「3 養殖管理について」の改定概要について説明します。 2の(3)、項目「3 養殖管理について」です。 この項目では大きく2箇所、①の生簀内放養量（放養密度）の廃止と、②の現状に合わせた「餌料対策」と「魚病対策」の見直しが改定のポイントとなっております。 まず①の生簀内放養量（放養密度）の廃止について、説明させていただきます。 該当箇所は、新旧対照表6ページになります。 右側の改定前の3の(1)の「ア 生簀内放養量等」の中の（イ）において、「生簀内の放養量は、漁場環境の良好な漁場で1 m³当たり下表の数値を最高限度とすること」とあり、魚種別最高限度放養量（放養密度）が一覧表で定められております。 この中で、例としてブリ類について説明させていただきますと、生簀内の放養密度が1 m³あたり8kgの上限が定められています。このブリ類の出荷サイズを4kgと仮定すると、1 m³あたりの放養尾数は2尾となり、8m角生簀内だと8×8×8で512 m³で、1生簀あたり飼育できる出荷サイズは1024尾となります。 これについては、先ほどの適正放養量の所でも説明しましたが、現在の養殖技術では1生簀あたりの放養可能な出荷サイズが2000尾程度であることを考えると、やはり現在指針で定められている生簀内放養量（放養密度）は現状からかけ離れてしまっているという状況となります。 では新たに放養密度の一律の基準を設けるかということで、今回の改定にあたって県内各漁場の放養密度の実態を調査したところですが、県内の様々な漁場環境において、放養密度はそれぞれ大きく異なっており、また遵守すべき放養密度を定めた文献等も見当たらないことから、県内漁場が一律に遵守すべき放養密度を設定するのは困難との判断となりました。 そこで今回の改定においては、そのまま左側の改定後の箇所になりますが、魚種別最高限度放養量は廃止することとし、「生簀内の放養密度については、夏季の成層期など漁場環境の厳しい状況
--	---

では薄飼いを実施し、魚のストレス低減に努めること」という努力目標を設定することとしました。

以上が、①の生簀内放養量（放養密度）の廃止の概要となります。

次に②の現状に合わせた「餌料対策」と「魚病対策」の見直しについて説明します。

該当箇所は新旧対照表 7 ページとなります。

右側改定前の(2)餌料対策について、「ア 餌料の入手及び解凍処理」、「イ 調餌及び投餌」とあり、内容を見ていただけるとご理解いただけるかと思いますが、この餌料対策は生餌に係る内容となっております。

また 8 ページでは、ブリ養殖やマダイ養殖における基準投餌料が細かく設定されております。この現行の内容については、配合飼料など、より養殖漁場の環境負荷の低い餌料への転換を図ろうとしている現在の養殖実態とそぐわない内容となっていることから、生餌に係る餌料対策を大幅に見直すこととし、左の改定案では「養殖業者は、漁場への有機物負荷を低減するため、給餌量の適正化に努めるとともに、固形配合飼料等有機物負荷の比較的に少ない飼餌料の使用に努めるものとする。」というシンプルな文章に改定することとしました。

なお、当該文章については、水質・底質の基準の際に参考とした、「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」から引用しております。

次に魚病対策についてです。関連箇所は資料 9 ページから 10 ページになります。右側の改定前では、魚病対策として、9 ページに「ア種苗の選定」、「イ発病時の処置」の項目が設けられています。

しかし近年では、まん延した場合に養殖魚等に重大な損害を与える恐れのある特定疾病、また既知の伝染性疾患と明らかに異なる新疾病への対策が求められており、先に紹介した「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」においては、これら特定疾病・新疾病への対策が盛り込まれているところです。

そこで今回の改定では、これまでの「種苗の選定」、「発病時の処置」について現状に合わせた改定をしつつ、10 ページの左側改定後で新たに特定疾病や新疾病のまん延防止対策等について盛り込むこととしました。

	これらの改定により、「魚病対策」についてはかなりボリュームが大きくなることから、新たに「3 養殖魚の魚病対策について」ということで、一つの大きな項目を設けることとしました。 以上が、項目「3 養殖管理について」の改定概要となります。概要資料にお戻りください。 続きまして、項目「4 経営対策について」の改定の概要について説明させていただきます。 概要資料において、当該項目については項目全体の削除と記載しておりますが、該当箇所は新旧対照表の 11 ページとなります。この右側の改定前では「(1) 流通対策」、「(2) 経営改善」、「(3) 協業化の促進」という 3 つの項目を設定しております。 この内容につきましては、昭和 53 年当時の養殖業黎明期に、各養殖業者を手取り足取り指導するために策定されたもので、現在本県では日本有数の養殖生産地として各養殖業者がそれぞれ先進的な取組を行っている状況にあり、改定の協議をする中で、経営対策についてはわざわざ指針で定める必要はないという判断に至り、今回の改定にあたっては、この経営対策に係る項目は全て廃止・削除することとしました。 最後に項目「5 魚類養殖適正化のための推進体制について」です。この項目については、魚類養殖適正化を協議するための魚類養殖協議会の設置と、指導体制の整備について定められており、今回の改定では、前の 4 項目の改定に係る軽微な文言修正のみとなっているところです。 以上が、当該指針の改定の概要となります。 なお、今回の指針の改定につきましては、今年 2 月 2 日に開催された鹿児島県魚類養殖協議会で承認を受け、3 月中に関係機関等への説明を行った後、4 月 1 日付けで改定版の指針の施行を行い、関係機関へ通知をおこなったところでございます。 以上で「鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について」、説明を終わらせていただきます。
茂野会長	説明が終わりましたが、御意見や御質問はございませんでしょうか。
鳥居委員	この指針が改定され、奄美大島海区で起こる変化について想定されたものがあればご教示いただきたい。

槐島技術専門員	奄美大島海区では県漁協宇検村支所と瀬戸内漁協が関連します。今回の改定では新たに漁場環境の基準を設けたところで、これまで毎年３月と９月に魚類養殖指導指針に基づいて行っていた漁場環境調査については、今後は新たな漁場環境の基準に基づいて行っていただくことになります。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
柳原委員	免許台数等には変化はないという理解でいいですか。
槐島技術専門員	免許台数については、令和１０年９月に区画漁業権の更新を予定しており、その際に海区漁場計画で区画漁業権毎の台数を決定する予定です。これまでは魚類養殖指導指針において１haあたり、８m角生簀１５台以内という設定があったが、今回の改定ではその記述を削除し、必要に応じて生簀台数の増加ができるような形になりました。今後は、区画漁業権の更新に向けて、各漁協にヒアリングを行い、必要台数については個別に協議して海区漁場計画で漁場毎の生簀台数を設定していく形となります。
柳原委員	生簀台数は増加するのか、それとも減少するのか。
槐島技術専門員	鹿児島湾の事例となりますが、今回の改定の大きな理由となったのは夏の高水温の対応であり、近年は夏の鹿児島湾では成長不良がみられ、生簀の大型化や薄飼いが求められてきているところです。 このような状況であると生簀の台数を増やして対応せざる得ないので、そのような背景から生簀台数の制限から養殖尾数の制限に変更したところです。これに合わせて鹿児島湾を想定していますが、薄飼いできるように生簀台数を多少増加させたいと考えており、個別にヒアリングしていく予定です。
柳原委員	実態を踏まえた形で見直し指導指針を改定したということで大変だったと思います。免許の次回切り替えに向けて地元の声を聞いて問題ないようにしていただければと思います。要望となります。

茂野会長	他に質問はございませんでしょうか。
他委員	質問なし
茂野会長	質問もないようですので、議事 3 についてはこれで終了します。

【議事 4 くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

茂野会長	それでは議事 4「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。 本件は報告事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。
吉田技術主査	「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」説明します。資料 4 をご用意ください。 まず概要でございます。今回は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを期間とする令和 7 管理年度において、県留保からの配分と大分県、北海道、三重県の融通を受けて、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。 具体的な内訳としては、県留保から大型魚 3.7 トン、小型魚 2.1 トンを配分し、大分県から大型魚 2.0 トン、北海道から大型魚 2.5 トン、三重県から小型魚 13.2 トンを融通いただきました。管理区分への配分ルールとしては、おおむね 1 割を本県留保とし、残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。 また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。 令和 7 管理年度につきましては、令和 5 管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに、次の比率で配分しており、今回融通をいただいた分についても同比率を適用しました。 まず 30kg 未満の小型魚についてです。2-(1)の配分結果を御覧ください。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 74：26 となっています。 小型魚は三重県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて 15.3 トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に、定置漁業へ 8.8 トン、その他くろまぐろ漁業へ 5.2 トン、県留保枠へ 1.3 トンの追加となりました。 変更後の漁獲可能量は定置漁業が 44.7 トン、その他くろまぐろ

	漁業が 17.8 トンで、県留保の 1.3 トンも含めて、合計で 63.8 トンとなりました（定置漁業：上半期 6.3 トン・下半期 38.4 トン、その他くろまぐろ漁業：上半期 2.7 トン・下半期 15.1 トン）。 次に大型魚です。2-(2)を御覧ください。大型魚の配分比率は、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 61：39 となっております。 大型魚は、大分県、北海道からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて 8.2 トンの追加となり、定置漁業、その他くろまぐろ漁業ともに 3.9 トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 23.7 トン、その他くろまぐろ漁業が 16.5 トンで、県留保の 0.2 トンを含めて、合計 40.4 トンとなりました。 今回ご報告した変更については、関係漁協・団体に通知済みとなっております。 資料には記載しておりませんが、令和 7 管理年度の漁獲実績としては、定置漁業における大型魚は 23.7 トンの漁獲枠に対して約 94%の消化率となる 22.3 トン、その他の漁業における大型魚は 16.5 トンの漁獲枠に対して 99.7%の消化率となる約 16.46 トンとなっています。県全体の大型魚の消化率としては、96%となりました。 小型魚については、定置漁業では、44.7 トンの漁獲枠に対して約 78%の消化率となる約 34.9 トン、その他の漁業では、17.8 トンの漁獲枠に対して約 101%の消化率となる 18.0 トンとなっています。小型魚のその他漁業にて、消化率が 100%を超えていますが、これは漁期末で定置漁業にて入網の見込みがないため、県定置協の方から枠の有効活用の観点から定置の漁獲枠も使ってよいというお話しをいただいたためとなります。なお、県全体の小型魚の消化率としては、82.8%となりました。 以上で説明を終わります。
茂野会長	質問が終わりましたが、御意見や御質問はございませんでしょうか。
他委員	質疑なし
茂野会長	質疑もないようですので、議事 4 については終了したいと思います。

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということで、事務局や委員の方から何かございませんか。
内藤書記	令和8年3月3日付で、ソデイカ委員会指示違反に係る裏付け命令申請を鹿児島県知事宛に行いましたので、報告いたします。 なお、資料については委員の方のみの配布といたします。 今回の経緯についてですが、海上保安部から1月17日に喜界島の東方海域でソデイカ漁を行っていた沖縄の漁船が機関の故障により海上保安部の船で曳航され、1月20日に帰港した際に海上保安部が立入検査を実施し、旗数制限を12本超過した62本搭載されていたことを確認したと情報提供がありました。 また、その後に沖縄県が実施した取調べにおいて違反者本人も奄美大島海区海域においての違反を認めているため、「奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-1号に基づくソデイカ採捕における漁具の制限の違反者への対応方針」の2に基づき鹿児島県知事に対して裏付け命令の申請を行いました。 なお、資料はございませんが、大島支庁と取締船の船員で喜界島早町漁港で立入検査を実施しましたので報告をさせていただきます。日時は3月13日から14日に計11隻の船に対して実施しました。結論としてはすべての船において過搭載は確認できませんでした。しかし、周辺の藪の中に41本の旗が隠されている放置されていることが確認できました。対応として撤去勧告を貼付け翌14日に再度確認したが旗の放置状況に変化はございませんでした。以上です。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
加治屋係長	議事2の追加要望の件です。 内容として漁業被害があるということ。構成としては、イルカの生息実態を把握、全国的な被害実態の把握をおこなうこと、漁業被害を軽減する技術を確立することを要望する。これらを主旨でよろしいでしょうか。 他に追加する内容があれば追加して文書を作成したいと思います。追加内容があれば、後日でも構いませんので、事務局までご連絡ください。今の内容で素案を作成します。

茂野会長	他にございませんでしょうか。
内藤書記	浮魚礁の実績報告についてです。前回の委員会の時に令和 7 年度の実績について、次回委員会で報告することになっていましたが、支所からの報告がそろっておらず、催促をしている状況です。報告がすべて出そろい次第報告させていただきます。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
阿多委員	ソデイカの取締について対応いただきありがとうございます。 今期は 5 月末で漁期が終了したが、11 月からまた漁が始まるので同じように取締船等の活動を頻繁におこなっていただければ、沖縄県にも鹿児島県は取締を一生懸命やっていると啓蒙活動のようにしていただければと思います。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
茂野会長	ないようですので、本日予定しておりました議事をすべて終了します。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
緒方事務局長	それでは、これをもちまして第 287 回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

会長 茂野 拓真

委員 柳原 重臣

委員 阿多 義智雄